

国際連合安全保障理事会決議 第1718号に基づく北朝鮮向け 大量破壊兵器等関連貨物等の 輸出禁止措置について

平成20・05・09 貿局第4号

平成20年5月14日 経済産業省貿易経済協力局

我が国は、従来より、平和国家の立場から大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物等の輸出については、国際的合意の下、外国為替及び外国貿易法に基づき厳正な輸出管理を実施してきたところです。

また、北朝鮮を仕向地とした輸出については、この取組みの一環として、国際連合安全保障理事会決議第1718号を受けて、北朝鮮を仕向地とする大量破壊兵器等関連貨物等の輸出の禁止措置を実施することとし、これを的確に実施するため、平成18・11・13貿局第1号「国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」を制定したところです。

今般、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第71号）等によりリスト規制対象品目の変更が行われることから、上記の措置を継続するため、キャッチオール規制により輸出許可を受ける義務を課する対象を変更することとします。具体的には、輸出貿易管理令別表第1の2から4までの項に規定する貨物を北朝鮮向けに輸出しようとする場合とともに、別紙左欄に掲げる貨物についても北朝鮮向けに輸出しようとする場合にはキャッチオール規制により輸出許可を受ける義務を課すことにより、これらの輸出を禁止することとします。

附 則

本件は平成20年5月15日より実施します。

なお、平成18・11・13貿局第1号国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づく北朝鮮向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置については、平成20年5月14日限り、廃止することとします。